

語学指導等を行う外国青年の勤務条件を定める要綱

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 職務(第3条・第4条)
- 第3章 任期及びその終了(第5条・第6条)
- 第4章 報酬その他の給付(第7条―第11条)
- 第5章 勤務時間、休日及び休暇(第12条―第16条)
- 第6章 服務(第17条―第27条)
- 第7章 懲戒等(第28条―第32条)
- 第8章 公務災害補償等(第33条・第34条)

附則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、富山県(以下「県」という。)に配置される招致青年(以下「参加者」という。)の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令並びに県の条例及び当該条例に基づく規則(以下「法令等」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際交流員 参加者のうち国際交流活動に従事するもの
- (2) 外国語指導助手 参加者のうち、主として教育委員会又は高等学校等に配置

され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事するもの

- (3) 所属長 国際交流員又は外国語指導助手が所属する組織の長
- (4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- (6) 新規任用者 新たに語学指導等を行う外国青年招致事業に参加し、国際交流員又は外国語指導助手となる参加者

第2章 職 務

(国際交流員の職務)

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 県の国際交流関係事務の補助(外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等)
 - (2) 県の国際経済交流関係事務の補助(地域産品の海外販路拡大や外国人観光客の誘致などの国際経済交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等)
 - (3) 県の職員等に対する語学指導への協力
 - (4) 県内の民間国際交流団体の事業活動に対する助言及び参画
 - (5) 県民の異文化理解のための交流活動(学校訪問を含む。)及び外国人住民の生活支援活動への協力
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める職務
- (外国語指導助手の職務)

第4条 外国語指導助手は、主として県(職員研修所等)、県教育委員会又は高等学校等において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 高等学校等における外国語授業等の補助
- (2) 外国語教材作成の補助
- (3) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助

- (4) 特別活動、部活動等への協力
- (5) 外国語担当指導主事、外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）
- (6) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (7) 地域における国際交流活動への協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って県下の高等学校等を巡回し、特定の高等学校等に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任期及びその終了

（任期）

第5条 参加者の新規任用にかかる任期は、別表1－1の定めるところに従い、参加者の再任用にかかる任期は、別表1－2の定めるところに従う。

2 県は、前項の後半任期が満了した後、参加者として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、引き続く5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わない。ただし、4月来日者（英語圏）については、引き続く最長5年4か月間の任期が経過した場合において、再度の任用は行わない。

（退職）

第6条 参加者は、任期においては誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付等

（報酬及びその計算）

第7条 参加者の報酬は、別表2の定めるところに従う。

2 報酬の支給日は、富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号）第19条ただし書の規定に基づき、勤務した

月の当月15日とし、その日が同規則別表第5の特定の日に該当する場合欄に掲げる場合にあつては、それぞれ支給日欄に定める日とする。

3 参加者の勤務が月の途中から開始し、又は月の途中で終了した場合の当該月の報酬額は、その支給対象となる期間の実日数から第12条第2項から第4項までに規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の1時間当たりの額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第12条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（報酬の減額）

第8条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この要綱に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により算出した1時間当たりの額を同条第1項の報酬から減額して支給する。この場合において、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額する。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して算出する。ただし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

（費用弁償等）

第9条 参加者が職務を行うために旅行したときは、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により、その費用を弁償する。費用の計算に当たっては、参加者は富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の2級に相当するものとみなす。

2 参加者が赴任し、及び帰国するときは、その費用を弁償する。ただし、帰国するための費用については、日本国内の国際空港（帰国便が出ている空港）までの国内交通費及び当該空港から来日時の指定された空港（日本国内から赴任した者については、募集選考国）までの航空券又は相当分の金額とし、次に掲げる条件の全てを満たす参加者に限り弁償するものとする。

(1) 第5条第1項の任期を満了すること。

(2) 任期満了日の翌日から起算して1か月以内に、日本において県又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

(3) 任期満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により任期を満了する日前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国するための費用を弁償することができるものとする。

(損害賠償)

第10条 県は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

(物品の貸与)

第11条 県は、第5条第1項に定める任期中、参加者に対して、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、テレビ、石油ストーブを無償で貸与することができる。

2 前項に掲げる物品に関する貸与規定は、別に定める。

第5章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間)

第12条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1日について7時間、1週間について35時間とする。

2 国際交流員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前9時から午後5時までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までには休憩時間とし、この時間は、国際交流員が自由に使用できるものとする。

3 外国語指導助手の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後0時45分までは休憩

時間とし、この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、所属長又は校長は、参加者に対し、前2項以外の時間に勤務することを命ずることができる。この場合において、当該勤務を命じた時間が属する週から起算して、4週間後の週までに勤務を要しない時間を指定することとし、当該4週間を平均して1週間当たり35時間を超える勤務をさせないものとする。

5 前項の勤務に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第32条の規定により、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。この場合において同法第35条第1項の規定により、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、所属長又は校長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第13条 参加者の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長又は校長は、あらかじめ代休日を指定した上で、同項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第14条 参加者の年次有給休暇は、第5条第1項に規定する任期中に分割又は連続した20日間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期が1年に満たない場合、新規任用者については富山県職員の例に準じた日数、4月来日者（英語圏）2回目の任期においては12

日間の年次有給休暇を取得することができる。

- 3 第1項及び第2項の年次有給休暇の取得は、1日又は1時間を単位とする。
- 4 参加者が第5条第1項の任期を満了した後、県が再度の任用を行う場合は1回目及び2回目の任期満了時には12日間、3回目には14日間、4回目には16日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任期に繰り越すことができる。ただし、4月来日者（英語圏）については、1から3回目の任期満了時には12日間、4回目には14日間、5回目には16日間を限度とする。
- 5 所属長又は校長は、参加者から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げると認めるときは、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第15条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

- 2 病気休暇はその開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超えることができない。
- 3 病気休暇を承認された期間（第28条第2項第1号に定める休職期間を含む。）と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。
- 4 病気休暇の期間は、有給とする。

（特別休暇）

第16条 特別休暇は次の各号に掲げる事由によるものとし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間、兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ県が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (6) 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (8) 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (9) 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (10) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の参加者にあっては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又

は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (11) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する参加者が、その子の看護、感染症による学級閉鎖等に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事参加(入園、卒園又は入学の式典)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (12) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (13) 女子の参加者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の規定による保健指導又は同法第13条の規定による健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (14) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和26年富山県人事委員会規則第7号)第6条の9第1項で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において、5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間
- (15) 介護休暇(前号に規定する休暇をいう。以下この項において同じ。)の開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる参加者(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、再度の任用がないことが明らかである者を除く。)が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内で必要と認められる期間
- (16) 参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要

とする1つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間(当該参加者において1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間

- (17) 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (18) 妊娠中である女子の参加者が、母子保健法第10条の規定による保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
- (19) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
- (20) 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
- (21) 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原

則として連続する3日（7月から9月までの期間内に新規任用や任期満了等により在職していない期間がある場合は、別表3に定める日数）の範囲内の期間(22)前各号に掲げるもののほか、入国後の住居地の届出時、在留資格の手続き時、定期健康診断時等において所属長又は校長が特に必要と認めた場合 所属長又は校長が必要と認める期間

2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第22号までの特別休暇は有給とし、第10号から第17号までの特別休暇は無給とする。

第6章 服 務

（職務命令に従う義務）

第17条 参加者は、その職務を遂行するに当たり、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（人事評価）

第18条 県は、参加者の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

（職務専念義務）

第19条 参加者は、この要綱に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第20条 参加者は、県及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（守秘義務）

第21条 参加者は、職務を遂行するに当たり知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

（政治的行為の制限）

第22条 参加者は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

（争議行為等の禁止）

第23条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

（ハラスメントの禁止）

第24条 参加者は、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント若しくはパワーハラスメントにより、又はこれらを疑われる言動により他の職員に不快感を与える等就業環境を害してはならない。

（営利企業への従事等の制限）

第25条 参加者は、語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 参加者は、前項に規定するいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長又は校長に届け出て、その許可を受けなければならない。

（宗教活動の制限）

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

（自動車等運転の制限）

第27条 参加者は、自宅から県が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長又は校長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）を運転してはならない。

第7章 懲 戒 等

（免職、休職等）

第28条 県は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを免職することができる。

(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 県は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第16条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第31条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。第30条第2号の日数において同じ。）を超える場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
(懲戒処分)

第29条 県は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく県の条例、規則その他県の機関の定める規定に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の処分の意義及び効果は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における

報酬の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支給しない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けず即時に免職する。この場合において、人事委員会の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第30条 第28条第2項の規定による休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) 第28条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 第28条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合には、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 第28条第2項第2号の規定による休職の場合には、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第31条 県は、参加者が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、当該参加者を勤務させない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第 32 条 参加者は、第 15 条第 1 項並びに第 16 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号から第 21 号までに規定する休暇を取得する場合は予定日数を、同項第 22 号に規定する休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長又は校長に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに所属長又は校長に届け出てその承認を得なければならない。

2 参加者は、第 16 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長又は校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに所属長又は校長に届け出なければならない。

3 参加者は、病気又は負傷のため連続して 3 日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長又は校長に提出しなければならない。ただし、3 日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長又は校長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 前項本文の場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

5 第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由による休職及び前条第 1 項の規定による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長又は校長に届け出なければならない。

第 8 章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第 33 条 参加者は、職務による災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）又は富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

する条例（昭和 42 年富山県条例第 41 号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第 34 条 県は、海外旅行傷害保険契約の締結により、参加者が職務による災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この要綱は、「平成 11 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 12 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 13 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 16 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 17 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 18 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 19 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 20 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 22 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 23 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 24 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 25 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。ただし、第 15 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 28 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 29 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「平成 30 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「2019 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用し、2020 年 3 月 31 日まで有効とする。

附 則

この要綱は、「2019 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者の後半任期始期（令和 2 年 4 月 1 日）から適用する。

附 則

この要綱は、「令和 2 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者の後半任期始期（令和 3 年 4 月 1 日）から適用する。

附 則

この要綱は、「令和 4 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者から適用する。

附 則

この要綱は、「令和 4 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者の後半任期始期（令和 5 年 4 月 1 日）から適用する。

附 則

この要綱は、「令和 5 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者の後半任期始期（令和 6 年 4 月 1 日）から適用する。

附 則

この要綱は、「令和 6 年度語学指導等を行う外国青年招致事業」による参加者の後半任期始期（令和 7 年 4 月 1 日）から適用する。